SURE 静岡大学学術リポジトリ
Shizuoka University REpository

正史成立前夜：碑・誌の時代

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2016-06-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山田, 智 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00009538

静岡大学教育学部研究報告（人文・社会・自然科学篇）第66号（2016.3）一～一四

正史成立前夜 ―碑・誌の時代―

山田　智
(Satoshi YAMADA)

（平成二十七年十月一日受理）

はじめに

司馬遷の『史記』、あるいは秦漢以前の諸王朝・諸国の史書いらい積み重ねられてきた歴史叙述書が、各王朝の歴史を「正しく」伝える「正史」として体系化されたのが唐代であった。その中華王朝としての正統性を証明するためという政治的要請をも背景としながら、正史概念を確立したことによって、唐王朝の成立は、分裂していた中華王朝の再統一という政治的な画期のみならず、紀伝体と編年体とによる歴史書編纂が平行していた段階から、紀伝体による歴史叙述のみが王朝公認の正史となりうる段階への歴史叙述の画期ともなった。

しかし、「王の正月」[一]で始まり、王朝を主宰する人格的個人が王・皇帝として歴史をも全面的に支配する意図が明示的な編年体叙述が退けられ、皇帝と臣下とが編目だけでは「紀」と「伝」との形式的な違いでしか認識できないような、歴史を個人単位で記録する紀伝体が、なぜ王朝を単位とする正史の体例として選ばれたのであろうか。

紀伝体と編年体とによる歴史叙述が並存していた南北朝期にあって、個人単位の歴史を記録した史料としては、紀伝体の史書のほかに墓前と墓中に据えられた墓碑・墓誌が存在していた。紙の普及に伴い使用が減少していったと考えられる木竹簡の出土が多くは望めない魏晋南北朝期においては、特に墓誌が出土文字資料の花形となっている。しかし南北朝期の墓誌はそもそも、各種の文集に収められた南朝や北周時代の墓誌銘文が、文学作品として知られる程度であった。この墓誌が歴史史料として注目を集めるようになったのは、洛陽郊外の邙山周辺から大量の北魏墓誌が出土し[二]、拓本の影印が資料として紹介された[三]ことがきっかけであり、特にその「誌」の記載内容が唐代に北魏の正史とされた『魏書』の記述と互校しうるものであることが墓誌の歴史史料としての評価を高めた[四]。

この墓誌のような「もう一つの列伝」とも言うべき個人の記録が大量に作られ始めた魏晋南北朝期を経たうえで、個人の歴史を基本とする紀伝体史書は正史の地位を占めるに至った。その「正史」成立前夜に墓碑墓誌が個人の記録として成長する過程を、文学作品としての継受のあり方を視野に入れながら、素描してみたい。

一、墓誌前夜 ― 陸機「周処碑」

魏晋南北朝期を通じて墓誌が歴史史料として重視されるようになるのに反して、その存在感を急速に低下させるのが墓碑である。後漢時代に始まった墓碑は、たとえば『水経注』などに記録された碑[五]の多くが、宋代以降に発達した金石書への採録がなされていないことから、南北朝の統一期から唐代の様々な混乱など、多様な要因で失われていったと考える。さらに後漢末の曹魏政権形成期[六]および西晋建国後[七]に出された立碑の禁により、碑の小型化と墓前から墓室内への移行が始まり、これがやがて定型化した墓誌へとつながるともされる[八]。

しかし、この二つの立碑の禁を伝える『宋書』礼志の記事によれば、曹魏においても継続された立碑の禁の下で王俊が兄・王倫の遺徳をたたえた「表徳論」を「墓の陰に刊」した（二五七）のは「碑禁」が「尚ほ厳」であったためだとするものの、「此の後、復た弛替す」とあり、このことが二七四年に再度、立碑を禁じることにつながったのであろう。しかるに、三一八年に顧栄のための立碑が東晋・元帝（司馬睿）によって「特に立てるを聴」されると、「是よりの後、禁、又た漸く頽る」ことになり、「大臣・長吏、人皆な私に立つ」状態となったために[九]、義熙年間（四〇五～四一八）に裴松之が「禁断を議」し、この時の禁令が『宋書』礼志にいうところの「今」に及んでいるとする。この立碑の禁が弛緩していた東晋段階においても墓誌が存在することと、墓誌文における銘辞のあり方から、中村圭爾は西晋期における墓碑から墓誌への移行を否定し、墓碑の銘が墓誌の銘に移行したする東晋末から宋にかけての時期を南朝墓誌の定型化の時期と見る[一〇]。

本章で検討する「周処碑」は、このような立碑の禁とその弛緩が繰り返される中で、西晋を代表する詩文家の一人である陸機（二六一～三〇三）が、ともに呉の滅亡を経験した同時代人である周処（二三六～二九七）の没後に撰述したもので、金石文としてよりも、『陸平原集』に著録された文学作品として知られていた。『晋書』巻五四陸機伝末に「著す所の文章、凡そ三百余篇、並びに世に行われる」と伝えられる陸機の作品集は、弟の陸雲による収集を経て[一一]、梁代には四十七巻を数えたが、隋代に十四巻となり[一二]、唐を経て宋代には十巻本として定着したようである[一三]。そしてその具体的内容が多少なりともうかがえるのはこの十巻本からで、『群斎読書志』巻一七に「著す所の文章凡そ三百余篇、今、詩・賦・論・議・箋・表・碑・誄一百七十余首を存す」とあるが、現行の陸機集には唯一収められる碑である周処碑が、ここに言う「碑」に当たるのであろう[一四]。

ちなみに、西晋期に詩文家による碑文の作成が行われていたのかを、墓碑であるか否かの判別はとりあえず措くとして、この時代を代表する詩文家の例[一五]で確認してみると、張戴・張協・張亢・左思については碑文は一切伝わらず、潘岳と潘尼のものがそれぞれ二作品ずつ伝わっている。潘岳の「司空密陵侯鄭袤碑」は『芸文類聚』巻四七に全編四字句で編まれた銘のみが伝わり、『文選』巻六〇「斉竟陵文宣王行状」の注に『芸文類聚』に見えない九字が引かれているので、おそらくは鄭袤本人の事蹟を伝える部分も本来は潘岳が撰述した碑文中には存在していたと考えられる。また同じく潘岳の「荊州刺史東武戴侯楊使君碑」は、逆に『芸文類聚』巻五〇および『文選』巻一六「懐旧賦」の注に楊肇の事蹟を記した部分が伝わるものの、銘については一切伝わっていない。潘尼「益州刺史楊恭侯碑」（『芸文類聚』巻五〇）も潘岳「司空密陵侯鄭袤碑」とあまり変わらぬ伝世状態であり、同じく「給事黄門侍郎潘君碑」もわずかに

二十五字を伝えるだけである。これらに加えて、『全晋文』巻一四六に周処碑の他にも闕名の碑九本を採録するが、『隷続』巻四で知られる「晋右軍将軍鄭烈碑」および出所の明記されない「晋護羌校尉彭祈碑」の二本が全文を保存するものの、その他は碑文の残闕が激しいかあるいは一部の伝世にとどまるために、碑文全体の内容を検討することは困難である。なお、鄭烈碑および彭祈碑では、「銘」に当たる部分が「辞」あるいは「策」とされており、墓碑誌における「銘」の成立過程を考える上では非常に興味深いものとなっているが、紙幅の都合もありその検討はとりあえず措いておく。このように、撰者が明らかであり、かつ全文が保存されていると考えられる周処碑は、この時代の碑文を検討するうえでは非常に貴重な史料と考えられる[一六]。

しかし周処碑には、その碑文中に撰者である陸機の没後になされた「建武元年（三一七）冬十一月甲子、追て平西将軍を贈り、清流亭侯に封ず」という周処への官爵追贈記事が含まれるという年代的矛盾があることから、碑文の全てを陸機の作と認めない立場が有る。このような指摘がなされるようになったのがいつごろからなのかは詳らかにしえないが、明末に編まれた張溥『漢魏六朝百三家集』に収められた『陸平原集』は、この年代矛盾を根拠として、作品として集に収めながらもこれを陸機の作とは認めていない。またほぼ同じころ編まれた張燮『漢魏六朝七十二家集』では、明末当時、まだこの碑が現存していたことから基本的には陸機の真作としながらも、その一方で碑石の摩滅が激しいことから、その一部に後人による再構築を考える。いずれにせよ、碑文の内容と歴史的事実との矛盾が注目されていたことは確かで、おそらくこのような改作の可能性を前提として碑文の検討をした顧炎武『金石文字記』巻四は、文章中の避諱のあり方と、対偶・平仄が全て唐代のものであるとしてこれを偽作とする[一七]。

金石学からは他に、李光暎が『觀妙齋藏金石文攷略』巻三に王世貞『弇州山人稿』を引き、その「跋尾に云う、唐の元和六年歳次辛卯十一月十五日、承奉郎・守義興県令陳従諫、重ねて此の碑を樹つ」と、当時現存、あるいは碑拓が存在していた周処碑が唐代に重建されたものであることを紹介しており、このことから、『金石粋編』ではこれを唐代のものとして著録する（巻一〇六）。

このようにその全文を陸機の真作としては扱い得ない上に、拓本や原碑も現在では失われていると考えられることから[一八]その扱いには慎重さが求められるが、先に挙げた年代的矛盾を措けば[一九]、文学作品としては陸機の作として積極的に位置づける向きもあることから[二〇]、あえて墓碑から墓誌への移行期の歴史史料として検討を加えてみたい。

さて、周処碑の本文は以下の構成となっている（数字は便宜的に付けたもの。全文は小稿末尾に掲載）。

①周処の諱・字・籍貫についての記事
②周氏一族についての四六文による頌文
③祖父・賓の官歴についての記事
④父・魴の官歴についての記事
⑤周魴にたいする四六文による頌文
⑥就官以前の周処の品行についての記事
⑦周処の呉での官歴についての記事
⑧就官以後の周処の品行についての四六文による頌文
⑨周処の著述についての記事
⑩平呉後の王渾との逸話

⑪晋での官歴と在職中の逸話についての記事
⑫周処に対する頌文
⑬斉万年の乱での逸話についての記事
⑭斉万年の乱での活躍に対する頌文
⑮死没と埋葬および追贈についての記事
⑯家族構成についての記事
⑰銘辞

碑文の内容には、歴史的事実についての記述（①・③・④・⑥・⑦・⑨～⑪・⑬・⑮・⑯）と四六文による頌文（②・⑤・⑧・⑫・⑭）、そして銘辞（⑰）の三種に分けることができるが、文の性格を考えれば、四字三十四句（または四十四句）の長大な銘辞に加えて、随所に挿入された四六文による頌文を銘辞に類するものと考えることもできるのではなかろうか。特に周処の父・周魴についての頌文（⑤）は、四字句に六字句を交えた十四句を有し、のちに定型化された墓誌の銘辞[二]に比して遜色のないものである。このような周処碑における過剰ともいえる銘辞のあり方は、中村圭爾による、東晋までは銘辞は墓碑にのみ記され、墓碑にはなお銘辞が定着していなかったとする指摘とも矛盾はしないものである[二〇]。また中村は、銘辞については、宋以降、墓誌の銘辞のみが詩文家個人の文集に収められ、さらに『芸文類聚』などに再録されていったと指摘するが、これは墓誌のみに限られることではなく、現存するものから考えると、宋以降の墓碑における銘辞もまた同様な扱いを受けたと考えられる。ではなぜ周処碑では、銘辞を含めた碑文全体が一つの作品として伝世したのであろうか。

碑文でも語られる周処の父・周魴の事蹟については、陳寿『三国志』呉志[巻十五]に伝があり、「少くして学を好み、孝廉に挙げられ」と、周処碑の周魴の事蹟と全く同じ書き出しから始まっているが、官歴については呉志本伝が寧国長→懐安（県侯長）→銭唐〔塘〕（県）侯相→丹楊西部（属国）都尉→鄱陽太守→加昭義校尉→加碑将軍・賜爵関内侯とするのに対して、周処碑（④）では寧国長に次いで奮威校尉、丹楊西部属国都尉に次いで立節校尉となり、また裨将軍には三郡都督・太中大夫が付官され、また鄱陽太守に臨川・豫章二郡の太守を兼任するようになったことが窺える。さらにその没から一定の時間を経て周処が入晋すると「散騎常侍・新平・広漢二郡太守・封関内侯」を追贈されたことが記されているなど、全体として呉志本伝より詳細な官歴が記録されている。

次いで周処本人についての記録であるが、『晋書』[巻五八]周処伝では周処の若年時の品行について、『世説新語』自新[第一五]に見える虎（猛獣）、蛟とともに「三横（害）」として怖れられたという逸話を採用しているが、碑文ではその不品行という評価を伝えるものの、具体的な逸話には直接触れず、頌文（⑧）の中で「射獣」と「刺蛟」により名声を得たとしている。一方で晋書本伝に「州府交ごも辟し、呉に仕えて東観左丞と為る。孫皓の末、無難督と為る」とのみある孫呉政権下での官歴が、周処碑では太子洗馬・東観左丞・中書右丞・五官郎中・左右国史から大尚書僕射・東観令・太常卿・無難督へと、より詳細に記録されている。この晋書本伝と周処碑との相違について、労格『読書雑識』[五]晋書校勘記は、周処碑が「唐人の竄改」によるため「尽くは拠る可からず」としているが、官歴そのものについては呉志や晋書と大きな矛盾もないので、歴史的事実の記録として受け入れても問題はなかろう。

このような詳細な官歴記載を墓碑に対して行った陸機は、周処が没した直後に著作郎として晋の宮中の蔵書に接する機会を得[二三]、また弟の

陸雲から陳寿の『呉書』の欠を補う新しい『呉書』の撰述を勧められ[二四]、未完に終わるものの、実際に撰述を進めていた[二五]など、史書の撰述にはむしろ積極的な立場にあり、それゆえにこそ歴史記事と頌文とがつづれ織りのように錯綜する一編の叙事詩のような周処碑が生み出され、やがて文学作品として認識されたのであろう。

しかしすでに見た通り、周処碑には偽作の疑いを惹起せしめる要因となった陸機没後の追贈記事という年代矛盾が存在する。陸機による碑文の作成が周処の没年（二九七）から遠くなく、また碑文の作成と碑の建立年代も大きくは離れないものとすれば、周処に対する追贈記事（三一七）は、唐代に周処碑が重建された際に付加されたものであると考えられるので、この追贈記事部分を付加された形で周処碑文が『陸平原集』へ収録されたのは、唐以降のこととなるだろう[二六]。であるとすれば、陸機の同時代には、墓碑銘文はいまだ文学作品としては十分に認識されていなかったということにもなるのではなかろうか。

二、墓誌の成立 ― 北魏「侯剛墓誌」

前章で見たとおり、後漢時代に発達した墓碑は、三国・魏政権以降、西晋・南朝宋などでの立碑の禁によりしばしばその建立は減少と増加を繰り返してきた。その間隙を縫うかのように発達したのが、墓前に建立され衆人に晒される墓碑とは対照的な、墓中に埋納される墓誌である。その成立については、二十世紀初頭以降に洛陽郊外で大量の北魏墓誌が発見され、その後も現在に至るまで中国各地で南北朝期の墓誌の発見が継続的に報告される中で、従来の文献学的検討の段階から、墓誌の実物による検討の段階に入った。墓誌が歴史家から注目されるのは、なによりその誌文として伝えられる歴史的内容が、正史の欠を補い、またその過ちを補正することを期待されるからであろうが、墓誌がそのような歴史史料としての期待をされる以上、その記載内容が歴史的事実に悖ることが明白な墓誌については、墓誌を使った歴史研究のなかではその史料としての価値が一段低く置かれるのはやむを得ないものである。しかし一方で、墓誌に歴史的事実と異なる記載がされたこと自体も、またその時代の歴史的事実であり、その虚偽の記載そのものをその時代の社会認識・歴史認識の一端の反映として捉えなおすことで、歴史史料としてかけがえのない墓誌の本質の一端に迫ることが出来るのではなかろうか。

本章で検討の中心に据える侯剛墓誌は、一九二六年に洛陽郊外の馬溝村の西陵で出土[二七]後、于右任の「鴛鴦七誌斎」コレクションに納められ、現在は西安の碑林博物館の収蔵品となっている[二八]。この侯剛墓誌の記載内容が『魏書』巻九三恩幸伝中の侯剛伝と大きく相違していることは、つとに羅振玉による指摘がある[二九]。

羅振玉が指摘する魏書本伝との相違点は主に二点あるが、まず注目したいのは、侯剛の出自・籍貫の違いである。魏書本伝では侯剛を「河南洛陽の人、其の先は代人也」とするのに対して、墓誌では「上谷居庸の人也」としている。北人系「侯」氏の本姓としては、『北朝胡姓考』内編第三三〇の整理では『魏書』巻一一三官氏志や『元和姓纂』などの伝世史料から「胡引」氏や「侯伏侯」氏が、また出土墓誌から「侯骨」氏が、それぞれ挙げられている。一方で上谷居庸には『魏書』巻十五昭成子孫・拓跋儀伝にみえる侯岌や、墓誌の出土[三一]によって知られた侯掌のように漢人系の侯氏も存在した。特に侯掌は上谷郡中正から奉朝請を経て燕州治中従事の職にあり、籍貫の地である上谷居庸との関係性の深さがうかが

われる。この侯掌が五二四年に没するまで燕州治中従事にあったと考えられるならば、その晩年に燕州刺史の職にあったのが、侯剛の子・侯詳であることは注目に値するのではなかろうか。

魏書侯剛伝では、子の詳について「正光中（五二〇～五二五）、又た請うて詳を以て燕州刺史と為し、将軍は故の如し。家世の基と為さんと欲す」とあり、漢人名族であった侯掌を属官とすることで、上谷での勢力確保に努めたのであろう。やがて侯掌が没した五二四年になると侯詳は「司徒左長史を拝し、嘗薬典御・燕州大中正を領」し、上谷郡を含む燕州からの官人推挙権を掌握することで、自らの上谷の名族としての地位を固めることになる。

魏書本伝に「本、寒微に出づ」とある侯剛が、南遷した多くの北人名族のように河南洛陽に籍貫を置くことをあえて選ばず、自らの家系を漢人名族たる侯氏に連ねさせるべく腐心したであろう痕跡は、墓誌上の「（延昌）四年（五一五）、散騎常侍衛尉卿、尋いで撫軍将軍・侍中・衛将軍・本州大中正を加う」という記載からも窺える。趙万里[三二]はこの「本州大中正」を、魏書本伝には「俄かにして侍中・撫軍将軍・恒州大中正と為る」と作ることと、『魏書』巻一〇六地形志に「恒州、代郡平城に治す」とあり、また魏書本伝に「其の先は代人也」とあることとから、「恒州大中正」であるとする。歴史的事実としては趙万里の指摘通り、墓誌にある「本州大中正」は「恒州大中正」であろうが、墓誌の記載を読むだけではそのように理解することは困難であり、むしろ「上谷居庸の人也」という籍貫の名乗りから、この「本州」は上谷郡を含む「燕州」と読むほうが自然になる。あるいは墓誌におけるこの曖昧な表現は、むしろそのような誤読を積極的に期待したものだったのではなかろうか。

羅振玉が指摘するもう一つの魏書本伝との相違点は、侯剛本人の官歴について、殺人事件に関連し、御史台の弾劾を受けて封爵を削られ、また尚衣典御を解任されたこと[三三]、またその後、北魏の実権を握った領軍将軍・元叉[三四]に与したものの、元叉の失脚（五二五）により封爵を失い征虜将軍とされたこと、この二度の貶官についての記載が墓誌には欠けている点である。しかしそれ以上に注目したいのが、特に二度目の貶官記事には魏書本伝との間に時系列の矛盾が存在している点である。元叉が領軍将軍から驃騎大将軍・儀同三司に移され兵権を奪われたのは二月とされるが（『魏書』巻九粛宗紀）、領軍将軍の地位は元叉の余党の勢力をはばかった霊太后によって侯剛に与えられたとされるから（侯剛伝）、当然その叙任は元叉の領軍将軍解任以降のこととなるが、墓誌では元叉の解任に先立つ正月に領軍将軍に叙任されたとしている。

失脚し庶民として私邸にあった元叉がその弟とともに殺害されたのは、侯剛が没した三月十一日から日を置かない三月二〇日のことである（「元乂墓誌」[三五]）。殺害された元叉に対して霊太后は「侍中・驃騎大将軍・儀同三司・尚書令・冀州刺史」を追贈し（『魏書』巻一六道武七王・元叉伝）、さらに元叉の父・継の爵位であった江陽王に追封し、その葬儀が営まれたのが七月二四日のことである（「元乂墓誌」）。侯剛が元叉の失脚に巻き込まれて失った官爵を全て復して「侍中・使持節・都督冀州諸軍事・車騎大将軍・儀同三司・冀州刺史・武陽県開国公」として埋葬されたのは十月一八日、元叉の失脚に始まる政変の全てが決着した後のことである。元叉の妹婿として元叉と侯剛を結びつける立場にあった侯詳は、おそらく元叉の官爵が復活するのにあわせて、父・侯剛の官爵の復活を働きかけたであろうし、一方で、元叉の墓誌（「元乂墓誌」）が生々しくその没落と死を語るのに対して、父・侯剛の墓誌には領軍将軍叙任の時期を動かしてまで、元叉と、あるいは元叉の失脚との関係を一切匂わせる

ことのないような配慮を求めたのではなかろうか。

侯剛は没後数年を経て永安年間（五二八～五三〇）には、さらに司徒公を追贈され、また侯詳も北魏分裂後の興和年間（五三九～五四二）に驃騎将軍となり、東魏政権の中心地・鄴に接する殷州の刺史となっているから（魏書本伝）、その政治的権勢は維持されていたようであり、その影響下で侯剛・侯詳一族の籍貫を上谷居庸として通用させ得ていたのではなかろうか[三六]。侯詳の没年は記録されないが、東魏の高氏政権が正式に北斉王朝へと衣替えした後の五五四年に成立した魏収の『魏書』[三七]は、もはや侯剛・侯詳への憚りなく「代人」の「寒門」出身であることを記しているから、北魏帝室の「恩幸」として権勢を誇った侯氏の政治的影響力は、新王朝の下では維持できなくなったのであろう。

侯剛墓誌の特徴としてさらに挙げられるのが、「孝昌二年十月十八日侍御史譙郡載智深文」と、誌銘文の撰日と撰者が明記されていることである。北魏期の墓誌銘文の撰者について、東賢司は①血縁近親者、②非血縁の家臣・友人など生前の墓主との関係が確認できる者、③墓主との関係が確認できないものとに分けて考えるが[三八]、前章で検討した周処碑が周処と交流のあった陸機によるものであることからも、便宜上③に区分されている侯剛墓誌の撰者とされる載智深という人物も、あるいは侯剛との交流があったのかもしれない。

この侯剛のように北人が漢人としての籍貫を名乗った可能性が考えられるのが、北魏・文明太后が出身した長楽・馮氏である。内田昌功[三九]によって指摘されたその可能性については窪添慶文[四〇]からの疑問も呈されて入るが、一方で窪添は近年確認された文明太后の兄・馮熙の墓誌において孝文帝が自ら撰述した墓誌によって馮氏の籍貫を長楽信都と公認したことも指摘する。窪添はまた、北魏における墓誌の定型化の完成を洛陽遷都後と位置づけるが[四一]、ではなぜ洛陽遷都後に墓誌を定型化する必要があったのだろうか。

ここまで見てきたように、墓主の埋葬後は地下の墓室に据えられ、容易には見ることが出来ない墓誌であるが、そこには、見られることを意識した、むしろ見せるための記録が残されている。窪添は洛陽遷都直後に作られた元楨墓誌・馮熙墓誌を基に詳細な官歴記載を避けることを墓誌銘文の定型とするが、皇族以外の一般官人の墓誌では官歴は墓誌の重要な記載事項となっており、また漢人の墓誌であれば、籍貫とともに後漢から魏晋期にかけての祖先の官歴を掲げている。このような事項が最も必要となるのは中正官により郡望・家格を確認されるときであり、孝文帝期に九品中正制度が北魏にも導入されたことが、墓誌の記載事項に大きな影響を与えたと考えられる。またそのような実用性をもった墓誌の銘文は、南朝におけるそれと違って文学作品としての地位を十分には得るにいたらず、それゆえに北魏では墓誌銘文だけが文学作品として伝世するということがなかったのではなかろうか。

三、墓誌の完成 ― 庾信撰墓誌碑

西魏を経て成立した北周政権下においても多くの墓誌が作られたが、北魏時代と大きく異なるのが、墓誌銘文が文学作品としての価値を認められたことである。先述したように北魏の墓誌が二〇世紀初頭に集中的に発見された現物があって初めて、主に歴史学の分野で研究の対象となったものであるのにたいして、北周期の墓誌は文章のみが文学作品として伝世され、『文苑英華』などに多く収録されている。特に庾信の撰

述した墓誌は『庾子山集』巻一五・一六に収録されたものだけでも二十一本を数える。また庾信には同じく伝世した作品として、神道碑一墓碑が『庾子山集』巻一三・一四に採録されたものだけで十二本ある。これらを庾信の文学作品としてどう位置づけるのかについては、「誄墓」として低くみる評価があるが[四二]、一方ではこれを積極的に評価する見方もある[四三]。文学的な評価は暫く措くとして、庾信が撰述した墓誌が持つ特徴を、北魏時代にも墓誌の作成が知られる滎陽・鄭氏と河内・司馬氏とを例にとって検討してみたい。

滎陽・鄭氏関連の墓誌は、墓主を男性とするものと女性とするものとがそれぞれ二本ずつ『庾子山集』に収められている。まずそのうち「鄭偉墓誌」（五七一年）と、『周書』の鄭偉伝とを、その冒頭部分を比較のために挙げてみる。

・「周大将軍襄城公鄭偉墓誌銘」（巻一五、五七一年葬）

公諱偉、字子直、滎陽開封人也。周宣母弟就封於鄭、河・洛之地即有民人、虢・鄶之君非無郡邑。其後蛇鬬於門、黿嘗於鼎、韓侵負黍、晋滅陽城、其祀忽諸、以国為氏。祖徹、撫軍、贈済州刺史。

・『周書』巻三六鄭偉伝

鄭偉、字子直、滎陽開封人也。小名闍提。魏将作大匠渾之十一世孫。祖思明、少勇悍、仕魏至直閤将軍、贈済州刺史。

鄭偉の祖父・徹（思明）に先立って述べられている鄭氏の出自について、『周書』では三国・魏の将作大匠であった鄭渾との系譜関係を挙げることのみでその説明とするのに対して、墓誌では西周初期に遡り、鄭氏そのものの成立事情についての記述に重点を置き、その起源を『国語』[四四]や『左伝』[四五]、『史記』[四六]を原典としつつ四六の韻文にまとめている。同じく庾信の撰述した他の滎陽・鄭氏の墓誌で、この鄭氏成立についてどの様に記されるのかを確認してみる。

・「周大将軍上開府広饒公鄭常墓誌銘」（巻一五、五八〇年葬）

周宣王之弟、初封其国、鄭穆公之孫、始成其姓。

・「周安昌公夫人鄭氏墓誌銘」（巻一六、年代不詳）四七

周宣王之母弟、俾侯於鄭、鄭荘公之重世、卿士於周。以国為族、自茲而始。

・「周太傅鄭国公夫人鄭氏墓誌銘」（巻一六、五六八年葬）

七子賦詩、足光賓客、三卿摂政、実静諸侯。

以上の三本と併せて、庾信は四度にわたり墓誌銘文として滎陽・鄭氏の起源を撰述しているが、撰述毎に『左伝』や『国語』に出典を採りながら、それぞれに新たな表現をもって墓誌銘文の冒頭を飾っている[四八]。そして何れも、南北朝期の滎陽・鄭氏の家格を決定付けた三国・魏の将作大匠・鄭渾については全く触れていない。遡って北魏段階では、『魏書』巻五六鄭羲伝に「魏将作大匠渾之八世孫也」とあり、「鄭道忠墓誌」（五二二年）に「周文王之裔、鄭桓公之後、魏将作大匠渾之十世孫也」と、鄭渾を家格の起点として意識していることとは対照的である。

このようなありかたは河内・司馬氏の場合でも同様である。

・「周大将軍瑯邪定公司馬裔墓誌銘」（巻一五、五七二年葬）四九

南正司天、北正司地、是謂羲・和之官、即嗣重・黎之政。卬之帰楚、与章邯而並封、豫之避秦、共毛公而俱去。祖金龍、仍居選部、水鏡三台。

・『周書』巻三六司馬裔伝

司馬裔字遵胤、河内温人也。晋宣帝弟太常馗之後。

ここでも、庾信の墓誌は『国語』に出典を採りつつ、司馬氏の開祖の説話で誌文の冒頭を飾り、「鄭偉墓誌」同様に司馬氏の家格を語ることなく墓主の祖父からの系譜を述べているのに対して、『周書』では河内・司馬氏隆盛の基となった晋・宣帝（司馬懿）を起点とした家格の説明がなされている。また、鄭氏と同様に北魏段階の司馬氏の墓誌を確認すると、「司馬悦墓誌」（五一一年葬）・「司馬紹墓誌」（五一一年葬）・「司馬昞墓誌」（五二〇年葬）の三本全てが魏・西晋以降の司馬氏系譜との繋がりを述べるにとどまっており、こちらも鄭氏の例と同様な傾向となっている。

さて、先に述べたように庾信は墓誌の他に神道碑も撰述しており、滎陽・鄭氏に関わるものとしては、墓誌銘文も残されている鄭常の神道碑が伝わっている。ここでも鄭常の諱・字・籍貫に続いて鄭氏の起源を述べてから祖父・思慶の記述につなげている。

・「周兗州刺史広饒公宇文公神道碑」（巻一四、五八〇年葬）

周宣中興、然後樹賢建戚。鄭武有国、然後保姓受氏。荊・衡之賦千乗、莫敢加兵、虢・鄶之封十城、翻為献邑。況復郊門致騎、先迎内史之賓。南旧旦朝、独識尚書之履。

ここに見るように鄭常について庾信は、墓中に置かれる墓誌に「鄭」氏を明示しながらも、墓外にあって常時人目にさらされる墓碑では鄭常が賜った虜姓の「宇文」をもって碑題としている。ここだけ見れば、墓碑と墓誌との公然性の差がなさしめた結果ともいえるが、「宇文」を称しながらも、碑文では実際には鄭氏の起源に終始する撰述のあり方は銘辞においても一貫しており、このような姿勢は後述する田弘墓誌・神道碑にも共通するものであり、北周期の氏姓観を考える上で大変に興味深い現象となっている。

また、虜姓の使用という点では鄭氏と相違するが、司馬氏の墓碑を確認すると、「周大将軍司馬裔神道碑」（巻一三、五七二年葬）も「昔顓頊之命、始則南正司天、重・黎之後、又以羲・和掌暦」と、墓誌同様に司馬氏の起源を語りながら、魏・晋期の官歴等についての記述は一切見られない。

鄭常や司馬裔のように墓誌と墓碑とが同じ庾信によって撰せられた可能性のあるものとしては、他に二〇世紀末に出土した田弘墓誌が挙げられる。田弘については墓碑に当たる「周柱国大将軍紇于弘神道碑」が『庾子山集』巻一四に伝わっているが、羅豊は「唐紇于婦人墓誌」（千唐誌斎蔵。八七一年葬）に「婦人、其の先は本姓田氏・・・十二代の祖、諱弘、周に事えて勛有り・・・姓紇于氏を賜る。義城公・庾開府信、墓誌及び神道碑を撰して、具さに姓を賜る由を述ぶ」とあるところから、出土した田弘墓誌が神道碑とともに庾信によって撰述されたものであろうとする五〇。

庾信によって撰述されたと考えられる三例の墓誌と墓誌の組み合わせでは、何れも墓誌の文面が墓碑に比して簡略化されているが、それは何よりも墓誌が墓碑に比して小さいという物理的制約を考慮してのことであろうが、そのような条件の下でも撰者の筆力に依存する氏の起源につ

いては大きく簡略化されることなく墓誌に記載されていることにこそ、墓誌を文学作品として捉える気風を感じることが出来るのではなかろうか[五一]。また、「見られるもの」としての墓誌の位置づけも、北魏段階とは異なっていたと考えてよいのではなかろうか。

むすびにかえて

陸続と発見が続く魏晋南北朝期石刻の、特に墓誌については計量的分析に耐えうるだけの資料が蓄積されつつあることをふまえた研究成果の提示が試みられており[五二]、またこれまで歴史学があまり取り上げることのなかった銘辞の分析や[五三]、北魏墓誌の撰述過程の試みまでがなされるようになっている[五四]。とくに中村による南朝における墓碑と墓誌との性格の違いの指摘や、窪添の北魏における墓誌自体のあり方の追及は、これまで文献史料の補正材料や発掘調査における墓主確認のための証拠物というあつかいから、それ自体を一つの編纂史料に匹敵する一つの史料の体系へと引き上げ得る可能性を示した。

小稿ではこれらの成果に導かれつつ、伝世碑誌文や正史によって記述の過誤が修正される墓碑など、従来歴史史料として取り上げられることの少なかった、いうなれば色物的な史料を取り上げながら、魏晋南北朝期における個人を対象とする歴史編纂のありかたを探ってみたが、唐代以降、富裕な庶民層にまで受容層が広がり中国の墓葬文化に定着した墓誌が、歴史史料としての側面と文学作品としての側面との両側面を、その形成期である魏晋南北朝期にどのように紡いできたのか、その一端を垣間見ることはできたのではないかと思う。

陸機も庾信も、奇しくもともに江南の地で文筆家として名声を得て華北に移り、そこで墓碑や墓誌を撰述した人物であるが、彼らの手によって「銘」部分に比して散文的になりがちな「誌」部分を含めた全体に文学的な価値が付されたことは、魏晋南北朝という長い分裂時代の文化交流の象徴でもあろう。

学術院　教育学領域　社会科教育系列

一　『春秋』隠公元年。

二　郭玉堂『洛陽出土石刻時地記』（大華書報供応社、一九四一年。明治大学東洋史資料叢刊二、汲古書院、二〇〇二年）に二〇世紀初頭の北魏墓誌の出土状況が詳しく紹介される。

三　趙万里『漢魏晋南北朝墓誌集釈』（科学出版社、一九五六年。石刻史料新編第三輯）。

四　この点に着目した先駆的な研究成果として羅振玉『魏書宗室伝注』・『魏書宗室伝注校補』（『羅雪堂先生全集』初編、『羅振玉学術論著集』第八輯所収）がある。

五　施蟄存『水経注碑録』（天津古籍出版社、一九八七年）によれば、晋碑は漢碑に次ぐ数が記録され、また魏碑も少なからず記録されている。

六　『宋書』巻十五礼志二「建安十年（二〇五）、魏武帝以天下雕弊、下令不得厚葬、又禁立碑」。

七　同前「晋武帝咸寧四年（二七四）、又詔曰、此石獣碑表、興長虚偽、傷財害人、莫大於此。一禁断之。其犯者雖会赦令、皆当毀壊」。

八　福原啓郎「西晋の墓誌の意義」『中国中世の文物』（京都大学人文科学研究所、一九九三年）。

九　『晋書』巻五八周訪伝に「太興三年（三二〇）卒、時年六十一。帝哭之甚慟、詔贈征西将軍、謚曰壮、立碑於本郡」とあるのがこの例の一つであろう。なお中村圭爾「東晋六朝の碑・墓誌について」（初出、一九八八年、同『六朝江南地域史研究』汲古書院、二〇〇六年）は、『水経注』巻二八に見える「征西将軍周訪碑」は、これとは別のものであろうとする。

一〇　「東晋南朝の碑・墓誌について」（注九）。

一一　陸雲「与平原書」（其三十五）に「前に兄の文を集めて二十巻と為さんとし、適に訖らんとす」とある。

一二　『隋書』巻三五経籍志四に「晋平原内史陸機集十四巻。梁四十七巻、録一巻、亡」とある。

一三　『旧唐書』巻四七経籍志下に「陸機集十五巻」とあり、『群斎読書志』巻一七に「陸機集十巻」、『直斎書録解題』巻一六に「陸士衡集巻十」とある。

一四　なお、明・高儒『百川書志』巻一二では「賦二十五、詩九十、雑箸雑文七十一」とあり、残存がわずか一篇の「碑」は「雑文」として数えられている。

一五　『文心雕龍』明詩第六に「晋世羣才、稍入軽綺、張・潘・左・陸、比肩詩衢、采縟於正始、力柔於建安」とあり、『詩品』序に「太康中、三張・二陸・両潘・一左、勃爾復興、踵武前王、風流未沫、亦文章之中興也」とあることに従い、張載・張協・張亢・左思・潘岳・潘尼・陸機・陸雲の八名で検討する。

一六　東晋時代の碑文については中村圭爾が『宝刻叢編』や『輿地碑記目』などの金石書に伝わる十四本を整理している（注九）。中村は周処碑をその立碑時期から東晋期のものとして扱うが、小稿ではその撰者である陸機の主な活動時期から西晋期の所産として取り扱う。

一七　一方で厳可均は唐代の重建であることと年代矛盾を指摘しながらも「其の駢儷・対偶、まさに旧文に属すべし」と見て、闕名の作として『全晋文』巻一四六に収録する。

一八　ただし、周処のものと思われる墓は発見されている（羅宗真「江蘇宜興晋墓発掘報告」『考古学報』一九五七年第四期）。

一九　時代は下るが、一度完成した銘文に追記がなされた例として、北斉期の「范粋墓誌」（五七五年葬）がある。ここでは「乃為銘曰」に続く余白に贈官である「新除東雍州刺史太傅卿」を、後刻している（「河南安陽県発現一座北斉墓」『考古』一九七二年第一期）。

二〇　姜亮夫『陸平原先生機年譜』（古典文化出版社、一九五七年）および劉運好『陸士衡文集校注』（鳳凰出版社、二〇〇七年）。

二一　窪添慶文「墓誌の起源とその定型化」（『立正史学』第一〇五号、二〇〇九年）の「表題、銘辞を備え、一定の項目記載で構成されることが用件」とする整理に従う。

二二　「東晋南朝の碑・墓誌について」（注九）。

二三　『文選』第六〇「弔魏武帝文」の序文に「元康八年（二九八）、機、始めて台郎を以て出でて著作に補せられ、秘閣に遊んで魏・武帝の遺令を見る」とあり、また『北堂書鈔』巻五七に引く王隠『晋書』には、著作郎となり晋書の限談を議したことことが伝わる。なおその議の一部は『初学記』巻二に引かれている。

二四　「与平原書」（其九）に「誨へて呉書を定めんと欲す。雲は昔嘗て已に之を兄に商る。此れ真に不朽の事にして、恐らくは十分の好書と

同じからず。是れ千載に出る事ならん。兄の作らば、必ず昔人より相ひ去らん」とあり、また「与平原書」（其二十四）に「呉書は是れ大業にして、既に不朽に垂る可く、且た兄の此れを述ぶるに非ざれば、一国の事は遂に亦た失はれん」とある。

二五　「与平原書」（其二十三）に「雲に従ひて兄は来を之を作り、今、略ぼ已に成る。甚だ惜しむ可きは、事、功夫少なければ、亦た易き耳。猶ほ五十巻とするを得可し」とあり、また「与平原書」（其二十四）に「今見るに、已に四巻に向とし、五十の比ひ成すを得可し」とある。

二六　陸機の作品を百ヶ所以上引用する『芸文類聚』に周処碑の銘辞が一切収められていないのも、このためではなかろうか。

二七　郭玉堂『洛陽出土石刻時地記』（注二）による。

二八　拓本は趙力光編『鴛鴦七誌斎蔵石』（三秦出版社、一九九五年）など。また釈文は趙超『漢魏南北朝墓誌彙編』（天津古籍出版社、一九九二年）など。

二九　『松翁未焚稿』（『羅振玉学術論著集』第十輯、上海古籍、二〇一三年所収）。

三〇　姚微元『北朝胡姓考（修訂本）』中華書局、二〇〇七年。

三一　洛陽市文物工作隊「洛陽孟津晋墓、北魏墓発掘簡報」『文物』一九九一年八期。

三二　『漢魏南北朝墓誌集釈』巻五侯剛墓誌（二四九）。

三三　『資治通鑑』は熙平元年（五一六）のこととする。

三四　元叉は後述の墓誌では元乂に作る。『魏書』は小字の夜叉から誤記したものかと考えられるが、小稿ではさしあたり『魏書』の表記に従う。

三五　一九二五年、洛陽出土。現在、開封市博物館蔵。

三六　五四四年の記銘を持つ「侯海墓誌」（瀋陽博物館蔵）も上谷居庸を籍貫としている。ただし墓主の侯海の一族から官歴・死没年齢に至るまで一切の具体的な情報を欠いた特異な墓誌であり、あるいは出自を詳らかにしえない侯を姓とする北人武将が、侯剛一族に範を取って上谷居庸を籍貫としたのであろうか。

三七　「志」部分のみ五五九年の成立。

三八　「墓誌の作者」『愛媛大学書道研究』第三号、二〇一三年。

三九　「北燕馮氏の出自と『燕志』、『魏書』」『古代文化』第五七巻八号、二〇〇五年。

四〇　「長楽馮氏に関する諸問題」『立正史学』第一一一号、二〇一二年。

四一　「墓誌の起源とその定型化」（注二一）。

四二　魯同群『庾信伝論』（天津古籍出版社、一九九七年）など。

四三　加藤国安『越境する庾信』（研文出版社、二〇〇四年）など。

四四　周・宣王の異母弟（鄭・桓公）が虢と鄶の間の地に封建される記事は、『国語』巻一六鄭語および『史記』巻四二鄭世家。

四五　蛇と亀の説話は『左伝』荘公一四年および宣公四年。

四六　鄭の滅亡記事は『史記』巻四二鄭世家。

四七　銘文中に「天和十八年五月二十日、薨於成都」とあり、また「其年十一月十六日帰葬於咸陽之白起原」とあるが、天和年間は足掛けで七年であり（五六六～五七二）、「天和十八年」は存在しない。鄭氏が成都で没しているのは、鄭氏の夫・元偉（『周書』巻三〇）の成州刺史在任期間である保定二年（五六二）から天和元年（五六六）までの間のことではなかろうか。なお、この墓誌の対象となっている鄭氏のみ、滎陽開封ではなく滎陽陽武を籍貫としているが、姓族の

起源については共有しているためにここでは併せて検討した。

四八 「鄭国公夫人鄭氏墓誌」銘文中の「七子詩賦」・「三卿従政」はそれぞれ『左伝』襄公二七年および僖公七年。

四九 『文苑英華』巻九四七に「壮公」とし、明・万暦刊本（屠隆評点本）『庾子山集』に「荘公」とする。ここでは倪璠『庾子山集注』（許逸民校点、中華書局、一九八〇年）の校勘に従う。

五〇 羅豊「田弘墓誌疏証」（原州聯合考古隊『北周田弘墓』勉誠社、二〇〇〇年）。

五一 この後、唐代における庾信の碑銘の評価については、土屋昌明「費振剛著『銘文と碑文』訳稿—附・庾信の碑銘について」（『富士フェニックス論叢』一、一九九三年）参照。

五二 東晋南朝墓誌については中村（注九）および「江南新出六朝墓誌」（『六朝江南地域史研究』汲古書院、二〇〇六年）、北魏墓誌については窪添（注二一）などが挙げられる。

五三 窪添慶文「北魏墓誌中の銘辞」『立正大学文学部論叢』第一三三号、二〇一一年。

五四 東賢司「北朝墓誌の作成と中央省官の関係性—中書舎人 常景を端緒として—」『大学書道研究』第六号、二〇一三年。

［参考史料］陸機「晋平西将軍孝侯周処碑」全文

①君諱処、字子隠、義興陽羨人也。

②氏胄曩興、煥乎墳典、華宗往茂、鬱其簡書。啓三十之洪基、源流定鼎、運八百之遠祚、枝葉封桐。軒蓋列於漢庭、蟬冕播於陽羨。二南之価、伝不朽而紛敷、大護之音、声無微而必顕。山高海闊、其在斯焉。

③祖賓少折節、早亡。呉初、召諮議参軍、挙郡上計、転為州辟従事別駕、歩兵校尉、光禄大夫、広平太守。

④父魴、少好学、挙孝廉、呉寧国長、奮威長史、懐安・銭塘県侯・丹楊西部属国都尉、立節校尉、拝裨将軍・三郡都督・太中大夫、臨川・予章・鄱陽太守、晋故散騎常侍、新平・広漢二郡太守、封関内侯。

⑤簪紱揚名、台閣標著、風化之美、奏課為能。亭亭孤美、灼灼横劭、徇高位於生前、思垂名於身後。遂以罕言不違、応期出輔。洋洋之風、俯冠来葉、巍巍之盛、仰継前賢。

⑥君乃早孤、不弘礼制、年未弱冠、膂力絶於天下、妙気挺於人間、騎猟無疇、時英式慕、縦情寡偶、俗弊不忻、郷曲誣其害名、改節播其声誉。遂来呉事余厥弟、謹然受誨、向道朝聞、方励志而淫詩書、便好学而尋子史、文章綺合、藻思羅開。

⑦呉朝州県交辟太子洗馬・東観左丞・中書右丞・五官郎中・左右国史。靖恭夙夜、恪居官次、遷尚書僕射・東観令・太常卿・無難督。匡熙庶績、朝廷謐寧、使持節大都督塗中京下諸軍事、封章浦亭侯。

⑧国猶多士、君実得賢。汪洋廷闕之傍、昂蔵寮寀之上、射獣功猶見顕、刺蛟名乃遠揚。忠烈道自克修、義節情還永布、琳琅梓杞、珪璧棟梁。

⑨君著黙語三十篇及風土記、并撰呉書。

⑩於是呉平入晋、王渾登建業宮釃酒、既酣、乃謂君曰、諸人亡国之余、得無戚乎。君対曰、漢末分崩、三方鼎立、魏滅於前、呉亡於後、亡国之戚、豈惟一人。渾乃大慚。

⑪仕晋稍遷、総統初入、拝諮議郎、除討虜護軍・新平太守、撫和戎狄、叛羌帰附、雍土美之。転為広漢太守。郡多滞訟、有経三十年不決者、処立評其枉直、一朝決遣。以母年老罷帰。尋除楚内史、未之官、徴散騎常

侍、処曰、古人辞大不辞小。乃先之楚。而郡既経喪乱、新旧雑居、風俗未一、処敦以教義、又検尸無主及白骨在野、収而葬之、然以就徴、遠近称歎。及居近侍、多所規諷。遷御史中丞、正繩直筆、凡所糾劾、不避寵戚。梁王彤違法、処深文案之。及氐人斉万年反、朝臣悪其強直、皆曰、処、呉之名将子也。

⑫忠烈果毅、庶僚振粛、英情天逸、遠性霞騫。陜北留棠、遂有二天之詠、荊南渡虎、猶標十部之書。

⑬尋転散騎常侍、軽車将軍。迴輪出於新平、士女揮涙、褰帷望於広漢、雞犬靡喧。振茲威略、宣其恵和、晋京遥仰、部従迎欽。是時氐賊作逆、有衆七万、屯於梁山。朝廷推賢、以君才兼文武、詔授建威将軍、以五千兵奉辞西討。忠概尽節、不顧身命、乃賦詩曰、去去世事已、策馬観西戎、蘂藿甘梁黍、期之克令終。言畢而戦、自旦及暮、斬首万級。絃絶矢尽、播・系不救。左右勧退、処按劍怒曰、此是吾効節授命之日、何以退為。大臣以身徇国、不亦可乎。

⑭韓信背水之軍、未遑得喩、工輸縈帯之勢、早擬連蹤。莫不梯山架壑、襁負来帰。戎士枉其封疆、農人展其耕織。秋風才起、追戦虜於雷霆、春水方生、揮鍤同於雲雨。立功立事、名将名臣者乎。

⑮元康九年、旧疾増加、奄捐館舎、春秋六十有二。天子以大臣之葬、師傅之礼、親臨殯壌。建武元年冬十一月甲子、追贈平西将軍、封清流亭侯、謚曰孝、礼也。賜銭百万、葬地一頃、京城地五十畝為第、又賜王家田五頃。詔曰、処母年老、加以逆旅遠人、朕毎憫念、給其医薬酒米、賜以終年。以太興二年歳在己卯正月十日、葬於義興旧原。南瞻荊岳、崇峻極之巍峨、北睇蚊川、濬清流之澄澈。

⑯娶同郡盛氏、有四子。靖・玘・札・碩、並皆志性純孝、過礼喪親、墳前之樹、染涙先枯、庭際之禽、聞悲乃下。

⑰遂作銘曰、

周南著美、岐山表霊。葉繁漢室、枝茂晋庭。皎皎夫子、奇特播名。幼有異行、世存風烈。早馳問望、晩懐耿節。頗尚豪雄、昇名楚闕。捨爵策勲、允帰名哲。輝赫大晋、封豕多故。式揚廟略、克清天歩。海浜既折、江淮並沂。漢水作藩、条章斯布。俗歌揆日、人謡何暮。忠貞作相、追蹤絳侯。将亭嘉茂、遽掩芳猷。潜光陽甸、返旆呉丘。旧闕雖入、郷路冥浮。従栄制墓、終非昼遊。春墟以緑、清淮自流。深沉素幰、繚繞朱旒。玄堂寂寞、黄泉悠悠。書方易折、家掲難留。鐫茲幽石、万代千秋。

※金濤声点校『陸機集』（中華書局、一九八二年）を底本とし、一部を劉運好『陸士衡文集校注』（鳳凰出版社、二〇〇七年）の校勘などに従って改めた。

付記　脱稿後、馬立軍『北朝墓志文体与北朝文化』（中国社会科学出版社、二〇一五年）を得た。「庾信之于北朝墓志写作的意義」（二六〇～二六五頁）など示唆される点も多く、併読されたい。